

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の変更について

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号。以下「建設職人基本法」という。)に基づき、政府が、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めるもの。
- 当初の基本計画は、平成29年6月に閣議決定。
- 建設職人基本法では、「少なくとも5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」と規定されている。

建設職人基本法(抜粋)

第8条 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2～5 (略)

6 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する状況の変化を勘案し、並びに建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 (略)

【計画変更に係る審議等】

- ・令和5年2月21日 建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議
- 4月20日～5月10日 基本計画変更(案)に係るパブリックコメント
- 5月24日 建設工事従事者安全健康確保推進会議
(国土交通副大臣・厚生労働副大臣・総務大臣政務官・経済産業大臣政務官)

基本計画変更の趣旨

1 基本計画策定後の状況変化への対応

基本計画が策定された平成29年からこれまでの間の、以下のような建設工事従事者に係る状況変化等を踏まえ、基本計画の変更を行った。

- 気候変動の影響、石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症の発生・拡大等
- 女性、外国人労働者、高年齢労働者等人材の多様化
- 新・扱い手3法(※)、労働基準法を踏まえた働き方改革、待遇改善等
- インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が危険作業等の減少や建設現場の環境改善に寄与することへの期待

※「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第35号)」をいう。

2 基本計画に基づく施策の推進成果の反映

- 「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」
(令和4年10月 厚生労働省実務者会合)
- 「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」
(令和4年6月 国土交通省実務者検討会)
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂(令和4年4月 国土交通省)

主な変更内容

1 安全衛生経費に関する記載の充実

- 安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳明示するための標準見積書の作成・普及
- 発注者、建設業者及び国民一般に対する安全衛生経費の戦略的広報の実施

2 一人親方に関する記載の充実

- 一人親方との取引の適正化等の周知

3 建設工事の現場の安全性の点検等に関する記載の充実

- 建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおいて、安全な工法等の研究開発・普及

4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上に関する記載の充実

- 新・扱い手3法や労働基準法を踏まえた「働き方改革」の推進、処遇の改善、インフラ分野のDXの推進
- 職業訓練の実施による事業主への支援等

5 墜落・転落災害の防止対策の充実強化に関する記載の充実

- 屋根・屋上等の端、低所(はしご・脚立)からの墜落・転落災害防止対策のためのマニュアルの作成・普及
- 足場点検の確実な実施のための措置の充実、一側足場の使用範囲の明確化
- 足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化

6 健康確保対策の強化に関する記載の追記

- 熱中症、騒音による健康障害防止対策
- 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等
- 新興・再興感染症への対応

7 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境改善に関する記載の追記

- 女性の活躍促進のための取組
- 増加する外国人労働者の労働災害への対応方法等
- 高年齢労働者の安全と健康の確保につながる取組

その他

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組の項目を削除
- その他、状況変化等を踏まえた変更